

新潟市自治会等事務委託要綱

第1条 目 的

この要綱は、自治会・町内会等の住民組織（以下「自治会等」という。）に委託する行政事務に関する事項及び事務委託料支出の基準を定め適正な事務の執行を図るとともに、行政の円滑なる運営に資することを目的とする。

第2条 自治会等の要件

事務を委託する自治会等は、地域住民の福祉向上を目的として事業を行っている団体であって、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 自治会又は町内会その他名称のいかんにかかわらず住民が自主的に組織し、民主的に運営されている任意団体であること。
- (2) 町・丁目の全部又は一部を単位として連たんした一定の区域を有すること。

第3条 事務の受託申出及び契約の締結

この要綱に基づき事務を受託しようとする自治会等は、すみやかに別に定める様式により申し出るものとする。

- 2 市長は前項の申し出により、その内容を審査し事務の委託をすることが適当と認めたときは、別に定める様式により委託契約を締結する。

第4条 事務の委託

自治会等に委託する事務は、次の各号に掲げる事務とし、委託の方法はそのつど市長が文書又はその他の方法で行う。

- (1) 行政連絡事務 行政から住民への連絡を目的とするもので、主として文書の回覧、各戸配布、掲示等の事務。
- (2) 調査事務 住民またはその他を対象とした各種の調査事務。
- (3) 一般行政協力事務 前2号以外の各種行政に対する協力および物品等の配布又は災害救援活動等の協力を求める事務。

第5条 委託料の支払等

事務を委託した自治会等に対して次の各号により委託料を支払う。

- (1) 委託料は、世帯割及び均等割の合計額とし、それぞれ次により算定する。
 - ア 世帯割 1世帯につき月額94円とし、基準日における自治会等の世帯数を乗じて得た額に月数を乗じた額
 - イ 均等割 次の表に掲げる自治会等の世帯数に応じた年1回の額

自治会等の世帯数		均等割額（年額）
100世帯未満		5,500円
100世帯以上	500世帯未満	6,000円
500世帯以上		6,500円

- (2) 前号アに掲げる世帯割は、次の表に掲げる支払期の月数及び基準日の世帯数に応じて支払う。

支払期	支払日	基準日
第1期	6月25日	4月1日
第2期	9月25日	4月1日
第3期	12月25日	10月1日
第4期	3月25日	10月1日

- (3) 第1号イに掲げる均等割は、前号に規定する第1期に基準日における世帯数に応じて支払う。
- (4) 基準日以後に第3条及び第8条第3号並びに同条第6号の届出を受理したとき又は第7条の規定により事務の委託を取り消したときは、当該期の世帯割は月割額とする。
- (5) 基準日以後に第3条の届出を受理したときは、当該月の翌月から支払い、第8条第6号の届出を受理したときは、当該月まで支払う。また、第8条第3号の届出を受理したときは、分離前の自治会等から第8条第6号の届出を受理し、同時に分離後存在する自治会等から第3条の届出を受理したものと同一扱いとする。
- (6) 自治会等が合併した場合には、合併により消滅した自治会等に支払うべき委託料は、合併後存続する自治会等又は合併により設立した自治会等に支払う。
- (7) 自治会等が解散した場合において、当該自治会等に支払うべき委託料があるときは、その清算人に支払う。
- (8) 自治会等の団体に支払う委託料は、自治会等の口座に振り込む。ただし、自治会等の代表者が委任した場合は、委任をうけた者の口座に振り込む。

第6条 算定の基礎となる世帯

前条第1号及び第3号にいう世帯とは、自治会等が第4条第1号に定める役務の提供を行う世帯のうち、次の第1号に掲げる普通世帯をいい、第2号に掲げる準世帯は含まない。

- (1) 普通世帯とは、一般家庭のように住居と生計をともにしている人の集まり、又は1戸を構えている単身者をいう。
- (2) 準世帯とは、1人の世帯で一般の家庭又は下宿などに下宿している人、もしくは間借りしている人の世帯及び単身者の寄宿舍、独身寮などの寄宿人、並びに病院、療養所の入院患者、社会施設の入所者などからなる世帯をいう。

第7条 委託契約の解除

委託契約を締結している自治会等が、第2条に定める要件を欠いたと認める場合、又は委託することが不適当と認めたときは、市長は契約を解除するものとする。

第8条 設立及び解散等の届出

自治会等が次の各号に定める事由を生じさせたときは、その代表者は速やかに届け出るものとする。ただし、第1号、第2号、第3号及び第4号の事由によるときは、前任者又は関係者とともに届け出るものとする。

- (1) 自治会等の代表者に変更があったとき
- (2) 自治会等の区域を変更したとき
- (3) 既存の自治会等から分離して新たに自治会等を設立したとき
- (4) 自治会等が合併により他の自治会等に吸収された場合、又は合併により新たに自治会等を設立したとき
- (5) 自治会等の名称を変更したとき
- (6) 自治会等が解散したとき

第9条 普通世帯等の報告

自治会等の代表者は、第5条に定める基準日における普通世帯数並びに班数又は組数を速やかに報告しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和47年12月1日から実施する。

(略)

附 則

この要綱の改正は、令和4年4月1日から実施する。

新潟市自治会等防犯灯補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自治会・町内会またはその連合組織、地域コミュニティ協議会（以下「自治会等」という。）が当該地域内及び当該隣接地域の夜間における犯罪を防止し、明るく住みよいまちづくりを目標として自主的に設置管理する防犯灯を対象に設置費及び電気料の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 防犯灯とは自治会等が設置し維持管理する街灯をいい、商店街等に設置する照明灯（広告灯・看板灯）は除くものとする。
- 2 環境配慮型防犯灯とは、従来型の防犯灯に比べて光源が長寿命かつ省電力の防犯灯等、別に定める防犯灯をいう。
- 3 専用柱とは防犯灯の設置箇所に灯具を取り付ける工作物がない場合に立てる柱をいい、支線や支柱、支線柱は除くものとする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、防犯灯を設置又は電気料を負担する自治会等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の対象)

第4条 補助金交付の対象は、防犯灯及び専用柱の設置に要する費用のうち、次の表のいずれかの条件を満たすものとする。

1	60W以下の環境配慮型の防犯灯を新たに設置する場合又は寄附等により環境配慮型の防犯灯が移管される場合
	(1) 既設の防犯灯から直線で25メートル以上の距離の地点に設置する防犯灯
	(2) 既設の防犯灯から25メートル未満の距離であっても、その照明効果が及ばない地点に設置する防犯灯
2	既設の防犯灯を取り換えて設置する場合（設置から5年以上が経過し、前項第1号及び第2号の地点において取替える防犯灯に限る。）
	(1) 環境配慮型の防犯灯で60W以下の防犯灯
	(2) 環境配慮型の防犯灯で60Wを超える防犯灯であっても、既に補助金交付の対象としている防犯灯
3	専用柱を設置する場合
	(1) 防犯灯を取り付ける工作物がないため設置又は取替を行う専用柱
4	市長が特に認める場合

2 防犯灯の電気料の補助金については、次の表に定めるところによる。

1	補助金交付の対象とする防犯灯
	(1) 自治会等が維持管理している防犯灯のうち、当該年度の9月分の電気料を負担している防犯灯
2	補助金交付の対象としない防犯灯
	(1) 令和4年4月1日以降に新たに設置した環境配慮型防犯灯のうち、60Wを超えるもの（寄附等により移管されたものは含まない。）
	(2) 令和4年4月1日以降に新たに設置した環境配慮型以外の防犯灯のうち、100Wを超えるもの（寄附等により移管されたものは含まない。）

(補助金の額)

第5条 防犯灯設置補助金の額は、予算の範囲内で次の表に定めるところによる。

	補助金の額	上限(限度)額
1	環境配慮型防犯灯の設置に要する費用の2分の1以内の額	1灯当たり30,000円
2	専用柱の設置に要する費用の2分の1以内の額	1本当たり33,000円

備考

- 1 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助する。
- 2 設置に要する費用は、器具代及び取り付けに要する費用を含む。
- 2 防犯灯電気料の補助金の額は、予算の範囲内で次の表に定めるところにより算出した額を合算した額とする。ただし、合算した額が当該年度の9月分の電気料に12を乗じて得た額を上回る場合は、当該年度の9月分の電気料に12を乗じて得た額から100円未満の端数を切り捨てた額とする。

	対象となる防犯灯	補助金の額	1灯当たりの 上限(限度)額
1	当該年度中に新規設置し、電気料の支払が12か月分に満たない防犯灯	各防犯灯の6か月分の電気料	40Wをこえ60Wまでの公衆街路灯の1灯当たりの6か月分の電気料
2	環境配慮型以外の防犯灯	各防犯灯の6か月分の電気料	60Wをこえ100Wまでの公衆街路灯の1灯当たりの6か月分の電気料
3	上記1及び2に該当しない防犯灯	各防犯灯の12か月分の電気料	40Wをこえ60Wまでの公衆街路灯の1灯当たりの12か月分の電気料

備考

- 1 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助する。
- 2 この表において、「6か月分の電気料」とは、当該年度の9月分の電気料に6を乗じて得た額をいい、「12か月分の電気料」とは、当該年度の9月分の電気料に12を乗じて得た額をいう。
- 3 上記表の3により防犯灯電気料の補助金の額が決定された後、廃止等により電気料の支払が12か月分に満たない防犯灯があったときは、防犯灯電気料の補助金の額は、その防犯灯の6か月分の電気料とし、次年度の補助金から控除する。

(交付申請)

第6条 規則第6条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする自治会等は、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 1 防犯灯設置
 - (1) 補助金交付申請書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 工事見積書
 - (4) 設置場所略図
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 防犯灯電気料
 - (1) 補助金交付申請書
 - (2) 電力会社発行の当該年度の9月分電気料金領収書(支払いを証明する書類を含む。)又はその写し
 - (3) 電力会社発行の当該年度の9月分電気料金請求内訳書又は、公衆街路灯管理一覧表

- 又は、灯数と電気料金の確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、規則第6条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 前項の規定による審査等の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容（交付の条件を付したときは、その決定の内容及び条件）を、補助金等の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに補助金交付（不交付）決定通知書により、自治会等に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 自治会等は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定により次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 設置完了証明書又は領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書により、自治会等に通知するものとする。

(防犯灯電気料に係る実績報告書の取り扱い)

第10条 防犯灯電気料に係る規則第13条の規定による実績報告は、規則第6条の規定による補助金の交付申請があったときに当該申請書によってなされたものとする。

- 2 防犯灯電気料に係る規則第14条の規定による補助金の額の確定は、規則第7条の規定による補助金の交付を決定するときにあわせて行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、令和8年3月31日までとする。

新潟市自治会等集会所建設費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自治会・町内会又はその連合組織（以下「自治会等」という。）が地域活動を行うため、その拠点となる集会所の建設、購入又は修繕に要する経費の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、集会所を建設し、購入し、又は修繕する自治会等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金交付の対象)

第3条 補助金交付の対象とする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 新たに集会所を建設する場合。
- (2) 老朽化のため既存の集会所を取り壊し、同一場所に新しく集会所を建設する場合。
- (3) 骨組みを残して他は新築と同様の大改修を行う場合。
ただし、1平方メートル当たりの改修費が基準単価の2分の1以上でなければならない。
- (4) 既存の集会所に16平方メートル以上の建物を増築する場合。
ただし、この要綱に基づき補助金の交付を受けた集会所にあっては、補助金の交付を受けた年度から5年を経過しなければならない。
- (5) 既存建物を集会所とするため、当該建物を購入する場合。
- (6) 集会所の維持管理上必要と認められる修繕を行う場合。
ただし、この要綱に基づき補助金の交付を受けた集会所にあって10年以内に再度修繕を行う場合は、特に市長が認める場合を除き、修繕部位が重複しない場合に限り補助金交付の対象とすることができるものとし、最初に補助を受けた年度から起算して10年間に交付する補助金の累計額は、第5条第2号に定める額を超えないものとする。

(大規模集会所の範囲及び普通規模集会所)

第4条 大規模集会所（以下「大規模」という。）の対象となる範囲は、次に掲げる条件のすべてを満たす場合とする。

- (1) 建設し、又は購入する自治会等の普通世帯数が500世帯以上であること。
- (2) 建設又は購入面積が250平方メートル以上であること。

2 大規模以外の集会所を普通規模集会所（以下「普通規模」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額及び補助率は次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号から第5号に規定する集会所を建設、又は購入する場合、普通規模については800万円、大規模については1,200万円を限度とし、第6条各号に掲げる費用を除いた集会所の建設又は購入に要する費用の2分の1の範囲内の別表による算式を基準とした額とする。
- (2) 第3条第6号に規定する集会所の修繕の場合、100万円を限度とし、第6条各号に掲げる費用を除いた工事に要する費用の3分の1以内の額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
ただし、第6条各号に掲げる費用を除いた工事費が1件30万円未満のものについては、補助金を交付しないものとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、建設、購入又は修繕を行う集会所に対し、本要綱によらない国、県、市及びその他の団体からの補助金等がある場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から控除する。

(補助金交付の対象外費用の範囲)

第6条 次の各号に掲げる費用は、補助金の交付の対象から除くものとする。

- (1) 敷地の購入又は借入に必要な費用
- (2) 既存の建築物を解体し、又は移転に必要な費用及び整地等の費用
- (3) 建設及び購入手続等に要する費用
- (4) 物置、門、塀、植栽等の費用
- (5) 障子・ふすまの張り替え、ガラスの入れ替え、畳の表替え・入れ替え、建具の修理、給水栓等に類するものの修理の費用

(交付申請)

第7条 規則第6条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする自治会等は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 集会所の建設、購入又は修繕に係る収支予算書
- (2) 工事計画書
- (3) 工事見積書
- (4) 設計図書（平面図、立面図、付近見取図。ただし、修繕の場合は不要）
- (5) 建築確認通知書の写し（建築確認申請が必要な場合）
- (6) 契約書の写し（仮契約書でも可。ただし、修繕の場合は不要）
- (7) 土地の所有又は利用に関する権利書類
- (8) 現況写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、規則第6条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、速やかに補助金交付決定通知書により、自治会等に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 自治会等は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定により補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 検査済証の写し（建築確認申請が必要な場合）
- (2) 建設費、購入費又は修繕費を支払ったことを証明する書類
- (3) 集会所の建設、購入又は修繕に係る収支精算書
- (4) 集会所の写真（全景及び内部）
- (5) 契約書の写し（ただし、交付申請時に提出した場合は不要）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書により、自治会等に通知するものとする。

(概算払い)

第11条 自治会等より概算払依頼書の提出があった場合は、規則及び新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の規定に基づき、概算払いができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の適用期間は、令和10年3月31日までとする。

(令和4年3月31日以前の附則は省略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別 表

1	補助金額の算定基準 (1) 新築・改築・増築の場合 (延べ面積× 基準単価) × 1/2以内 ただし、建設単価が基準単価を超えたときは基準単価とし、基準単価に満たないときは、当該見積書の建設単価とする。 (2) 大改修の場合 (改修面積× 基準単価) × 1/2以内 ただし、改修単価が基準単価を超えたときは基準単価とし、基準単価に満たないときは、当該見積書の改修単価とする。 (3) 購入の場合 [購入面積× {(基準単価× 残存価値率) + 改修単価}] × 1/2以内 ただし、購入単価が算式による額(基準単価× 残存価値率)を超えたときは、算式による額とし、算式による額に満たないときは、当該契約書の購入単価とし、その適用単価に改修単価を加えた額は、基準単価をもって限度とする。
2	端数の切り捨て 前項各号の算式によって得た額の千円未満の端数は切り捨てる。
3	基準単価 125,000円 ただし、マンション等購入に係る基準価格はその都度定める。
4	残存価値率 $\text{残存価値率} = \frac{\text{耐用年数} - \text{経過年数}}{\text{耐用年数}}$ ただし、残存価値率が0.5を下回る場合は、0.5を残存価値率とする。 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に規定する耐用年数とする。

新潟市自治会等集会施設借上補助金交付要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自治会・町内会又はその連合組織（以下「自治会等」という。）がコミュニティ活動としての集会を行うため、市の所有する以外の建物（以下「集会施設」という。）又は敷地（以下「集会所用地」という。）を借上げる場合に要する経費の一部を補助するため必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、集会施設又は集会所用地を有料で借上げた自治会等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金交付の対象)

第3条 補助金交付の対象とする経費は、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

(1) 集会施設又は集会所用地を契約の始期・終期にかかわらず通年で借上契約をしている場合に、その契約に係る経費。

ただし、集会所用地とする借地の面積は、別表に定める範囲内とする。

(2) その他市長が特に必要があると認めた場合に係る経費。

(補助金交付の対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金交付の対象としない。

(1) 集会施設又は集会所用地の借上契約（契約の更新をする場合を含む。）に係る敷金、権利金その他のこれらに類する経費。

(2) 建物修繕費、光熱水費等の維持管理費。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、集会施設の借上に係る使用料（以下「使用料」という。）又は集会所用地借上に係る借地料（以下「借地料」という。）で、4月1日から翌年3月31日まで（以下「年度」という。）の分の使用料又は借地料のうち、前条に規定する経費を除き、その集会施設又は集会所用地を転貸することにより得た収入がある場合には、使用料、借地料のいずれの場合にあってもその額を控除した後の額（以下「諸経費等控除後の使用料又は借地料の額」という。）の2分の1以内の額で市長が必要と認めた額とする。

ただし、補助金の額については、使用料にかかるものについては30万円、借地料にかかるものについては10万円を限度とする。

この場合において、年度の途中に新たに契約を締結し、又は解除した場合の補助金の額は、使用料又は借地料にかかる補助金の限度額に、当該年度の借上月数を12で除した数を乗じて得た額を限度とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、集会施設等借上補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 集会施設等借上補助事業収支予算書

(2) 契約書の写し

(3) 位置図（付近見取図、平面図）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、規則第6条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、速やかに補助金交付決定通知書により、自治会等に通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第8条 自治会等が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに集会施設等借上補助事業変更申請書を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(1) 補助事業の内容又はこれに係る予算を変更しようとするとき（市長が定める軽微なものを除く。）。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該自治会等に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金交付決定変更通知書により、自治会等に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 自治会等は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときも含む。）は、集会施設等借上補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、集会所用地借上補助については、1号の報告書は不要とする。

(1) 集会施設利用状況報告書

(2) 集会施設等借上補助事業収支精算書

(3) 集会施設等借上げに係る経費を支払ったことを証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書により、自治会等に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和8年3月31日までとする。

第3条第1号 別 表

集会所用地とする 借地面積	(1階床面積×3倍)以内 ただし、600平方メートルを限度とする。
------------------	--------------------------------------

新潟市市民活動保険制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民ボランティアの不測の事故に対応するため、新潟市（以下「市」という。）が損害保険会社等（以下「保険会社」という。）と、新潟市市民活動保険契約を締結し本保険制度を実施するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 新潟市自治基本条例（平成20年新潟市条例第1号）第2条第1号に規定するもののうち、団体を除く者をいう。
- (2) 市民ボランティア 次のいずれかに該当する無報酬（実費弁償程度の場合を含む。）で活動する者をいう。
 - ア 新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会、新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等及びその他の地域団体が実施する自主的な事業に事業主体の一員として活動参加する市民
 - イ 市が主催、共催又は依頼する事業に事業主体の一員として活動参加する市民
- (3) 市民活動 新潟市内で行われる公益性のある活動であり、その活動が計画的になされているものをいう。ただし、学校管理下の児童生徒自身が行う活動を除く。

(対象者及び対象活動)

第3条 本保険制度の対象者は、市民ボランティアとする。

2 本保険制度の対象活動は、市民ボランティアによる市民活動とする。

(保険対象事故)

第4条 本保険制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故
- (2) 傷害事故（熱中症、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含む）

(損害賠償責任事故の補償限度額)

第5条 損害賠償責任事故の補償限度額は、別表1のとおりとする。

(傷害事故の補償額)

第6条 傷害事故の補償額は、別表2のとおりとする。

(事故の通報及び報告)

第7条 市民ボランティアその他の当該活動の関係者は、第3条第2項の活動において、本保険制度の対象と思われる事故が発生した場合は、速やかに、市に通報するとともに、別記様式第1号による通報書を提出しなければならない。

2 市民ボランティアその他の当該活動の関係者は、前項の通報の後に、速やかに、別記様式第2号による報告書を市に提出しなければならない。

3 市は、前項の報告を受理した場合においては、速やかにその旨を保険会社に通知するものとする。

(事故の確認)

第8条 市は前条の報告があったとき、当該事故が市の主催、共催又は依頼する事業の活動中の事故

であるとされるときは、その旨を確認する。

(保険金の請求手続き)

第9条 損害賠償責任事故による保険金は、市民ボランティアと被害者との間で法律上の問題が解決した後、市民ボランティアが保険金請求に必要な書類を市に提出し、請求するものとする。

2 傷害事故による保険金は、死亡の後、又は治療が終わった後若しくは別に定める本保険契約に係る約款に定める日以降に、死亡した市民ボランティアの法定相続人又は被害を負った市民ボランティアが保険金請求に必要な書類を市に提出し、請求するものとする。

3 市は、前2項の規定により請求を受けたときは、保険会社に必要書類を提出し、保険金を請求するものとする。

4 請求後の手続きについては、保険会社の指示によるものとする。

(保険金の支払い)

第10条 保険会社は、保険金を支払う場合、市が指定する金融機関の口座に振り込む。ただし、市と保険会社が協議のうえ、補償対象者の指定する金融機関の口座に振り込むことができることとする。

(保険期間)

第11条 本保険制度の保険期間は、毎年4月1日から1年間とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項は、保険契約に係る約款の定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(略)

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

補償区分	補償限度額
対人賠償	1名・1事故につき 1億円
対物賠償	1事故につき 1億円
受託者賠償	1事故につき 100万円 ※ただし、自己負担額を1万円とする。

別表2 (第6条関係)

補償区分	補償額
死亡補償	500万円
後遺障害補償	15万円～500万円
入院補償 通院補償	1日につき 入院 3,000円 通院 2,000円

新潟市地域活動補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 地域活動補助（第2条—第11条）
- 第3章 設備整備補助（第12条—第21条）
- 第4章 その他（第22条・第23条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、市長が予算の範囲内において、地域住民による自主的及び主体的なまちづくり活動の取り組みの促進を図るとともに、豊かな地域社会の実現を目的として、地域課題の解決を図る活動及び地域コミュニティ活動の活性化を図る活動並びに設備の整備に要する経費に対して交付する新潟市地域活動補助金（以下「補助金」という。）について定めるもので、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 地域活動補助

（申請団体）

第2条 補助金の交付申請を行うことができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- （1）新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）
- （2）新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等（以下「自治会等」という。）
- （3）老人クラブ、PTA、NPO、その他の営利を目的としない団体（以下「その他の団体」という。）

2 前項第3号のその他の団体は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- （1）市内に主たる活動拠点を有すること。
- （2）市内に在住、在勤又は在学する者を構成員として5人以上有すること。
- （3）事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること。
- （4）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- （5）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- （7）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- （8）暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと。

（補助対象事業）

第3条 第1条に規定する地域課題の解決を図る活動及び地域コミュニティ活動の活性化を図る活動として、補助金の対象となる事業は、協議会、自治会等又はその他の団体が行う公益活動であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）地域課題の解決を図る年度内に複数日実施される継続的な活動事業で、重点分野に該当するもの（以下「A型事業」という。）
- （2）協議会広報紙事業に関するもの（以下「B型事業」という。）
- （3）地域課題の解決を図る年度内に複数日実施される継続的な活動事業で、重点分野に該当しないもの又は年度内に1日程度実施されるイベント等の事業及びその関連事業（以下「C型事業」という。）
- （4）その他市長の認める活動に係る事業

- 2 前項の重点分野は、地域福祉、教育、防災・防犯、環境美化、地域計画策定及び人口減少対策の6分野とする。
- 3 その他の団体が行う事業について、補助の対象となる回数は、3回までとする。ただし、これまで地域活動補助金により実施した地域課題の解決を図る活動に類似する事業を含むものとする。

(補助率)

第4条 補助対象経費の総額に対して交付する補助率は、1事業につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) A型事業 10分の10
- (2) B型事業 4分の3
- (3) C型事業 2分の1
- (4) 協議会が行う事業のうち、年度あたり1事業に限り、事業内容にかかわらず10分の10とする。

(補助金の額)

第5条 補助対象経費の総額に前条に定める補助率を乗じて得た額は、1事業につき協議会及び自治会等は20万円、その他の団体は10万円を限度（当該事業に参加費等の事業収入、寄附金等の収入、その他の補助金収入以外の収入（以下「事業収入等」という。）がある場合においては、申請団体の自己負担額に充当することとし、自己負担額がない場合等は、事業収入等を充当する支出項目を指定して事業支出と相殺する）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 2つ以上の小学校区を単位として構成する協議会にあっては、1事業につき40万円を限度とする。ただし、平成27年4月1日以後に小学校の統廃合があった場合は、経過措置として、当分の間、複数小学校区扱いとし当該規定を適用する。
 - (2) 2つの協議会が合同で事業を実施する場合は、1事業につき40万円を、3つ以上の協議会が合同で事業を実施する場合は、1事業につき60万円を限度とする。
- 2 補助金の交付にあたっては、1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てる。
 - 3 市長は、第1項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、補助金の額を変更することができる。

(補助対象経費)

第6条 前条に掲げる補助金の対象となる経費は、当該事業に直接要するものとし、次の各号のいずれかに該当する経費は補助金の対象としない。

- (1) 補助対象者の事務所等を維持するための経費
- (2) 補助対象者の経常的な活動に要する経費（協議会は除く。）
- (3) 補助対象者の構成員による飲食を主たる目的とした会合等の飲食のための経費
- (4) 補助対象者の構成員に対する人件費

(補助対象外事業)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは補助の対象事業としない。

- (1) 当該事業が、本市、他の公共団体又はこれらが出捐若しくは出資する団体が行う財政的支援を受けているもの又は申請しているもの
- (2) 事業内容が、趣味的な活動を目的とするもの、特定の人や団体の利益を目的とするもの
- (3) 当該補助事業が宗教的活動若しくは政治的活動を目的とするもの又は当該補助事業の効果が、宗教的活動若しくは政治的活動に対する援助、助長等につながるとみなされるもの
- (4) 事業内容が、本市又は他の機関、団体などに対する陳情、要望となっているもの
- (5) 事業内容が、団体から他の団体等への単なる補助となっているもの
- (6) 事業内容が、物品等の購入又は配布を主たる目的とするもの
- (7) 事業の主たる効果が市外で生じるもの
- (8) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの
- (9) 当該事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの
- (10) これまで補助金の助成や自主財源等により実施していた新規性のないもの（協議会が実施するもの及び平成30年度以降に当該補助金に統合した補助制度の助成を受けていたものは除く。）

(11) その他の団体が、地域活動補助金により実施した地域課題の解決を図る活動で、これまでに3回実施した事業及びそれに類似するもの

(申請手続等)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

ア 現状の課題及び事業の目的

イ 事業の内容

ウ 事業により見込まれる具体的な結果及び成果

エ 事業の実施予定期間

(2) 収支予算書

(3) 補助対象者の概要に関する調書（協議会、自治会等は不要）

(4) 補助対象者の会則（協議会、自治会等は不要）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、速やかに地域活動補助（不）交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 規則第13条の規定による報告は、事業完了後1ヶ月以内又は当該補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書又はその写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の実績報告があったときは、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金額を確定し、その旨を文書（別記様式第4号）により通知するものとする。

第3章 設備整備補助

(申請団体等)

第12条

1 補助金の交付申請を行うことができる団体は、住民相互の連帯感を深め、日頃から地域的な共同活動を行う自治会・町内会及びその連合組織、地域コミュニティ協議会（これらの団体を以下「地域団体」という。）とする。

2 この要綱において「設備」とは、原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品をいい、消耗品（比較的短期間に消耗する物品又は短期間に消耗しないが、その性質上、長期間使用に適しない物品をいう。）は除くものとする。

3 この要綱において「整備」とは、購入又は修繕（地域の祭りに関する物品の修繕に限る。）をいう。

(補助対象事業)

第13条 第1条に規定する設備の整備に要する経費に対する補助金交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域団体が、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的として行うコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 整備に要する経費の総額が20万円未満である事業
- (2) 補助金の交付を受ける年度内に完了する見込みがない事業
- (3) 国・県・本市又は国・県・本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金及びこれに類する制度による助成を受けて実施する事業
- (4) 営利又は特定の個人、事業者、政党若しくは宗教を利することを目的とした事業
- (5) 団体としての規約・会則等がない団体が行う事業
- (6) 専ら趣味や芸術等に限定した団体、又は単一の事業・活動に特化した団体が行う事業
- (7) その他市長が適当でないと認める事業

（補助率及び金額）

第14条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用の2分の1以内の額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

ただし、補助金の額については、1団体あたり30万円を限度とする。

（補助対象経費）

第15条 補助金交付の対象経費は、地域団体が行う補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げるものの整備に要する経費については補助金交付の対象外とする。

- (1) 建築物（簡易物置を除く）
- (2) 中古品
- (3) 車両（市長がコミュニティ活動に必要であると認めるものを除く）
- (4) 世帯内に設置されるもの（世帯内に設置されるべき特別の事情があると市長が認める場合を除く）
- (5) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めるもの

（申請手続等）

第16条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を指定期日まで市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（別記様式第5号）
- (2) 収支予算書
- (3) 設備の整備に係る見積書またはその写し
- (4) 申請団体に関する調書（協議会、自治会等は不要）
- (5) 申請団体の規約・会則（協議会、自治会等は不要）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請は1団体当たり、当該年度につき1回に限るものとする。

3 申請者は、見積書の徴取及び事業の実施に際しては、市内業者に発注を行うよう努めるものとする。

（審査）

第17条 前条第1項の規定により申請のあった事業については、次条に規定する設備整備補助審査会において審査を行うものとする。

2 前項及び次条に定めるもののほか、補助対象事業等の審査に関し必要な事項は別に定める。

（審査会）

第18条 市長は、補助対象事業の審査等を行うため設備整備補助審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織、運営等については、別に定める。

（補助金の交付決定及び通知等）

第19条 市長は、前条に定める審査の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金（不）交付決定通知書（別記様式第6号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により交付決定を行った補助事業に対して、必要な条件を付すことができる。

（実績報告等）

第20条 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定により次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書（別記様式第7号）
- (2) 収支精算書
- (3) 領収書またはその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の精算に当たり過金を生じたときは、速やかにこれを返納しなければならない。

（額の確定等）

第21条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書（別記様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合において、当該提出に係る事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業に係る申請者に命じ、又は当該補助金の全部若しくは一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

第4章 その他

（補助金の支払い）

第22条 補助金の支払いは、規則及び新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の規定に基づき、概算払いができるものとする。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（適用期間）

2 この要綱の適用期間は、平成30年3月31日までとする。

（新潟市コミュニティ活動設備整備補助金交付要綱の廃止）

3 新潟市コミュニティ活動設備整備補助金交付要綱（平成24年4月1日制定）は、廃止する。

（略）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

（適用期間）

2 この要綱の適用期間は、令和8年3月31日までとする。

市民憲章

わたしたちのめざす新潟

信濃、阿賀野のゆたかな川の流が海にそそぎいるところ、ここがわたしたちのまち新潟。
日本海に沈む夕日が美しい。海のかなたの国ぐににむけて開かれたこの港まちは、流れのほと
りの木のように、いよいよ育ち、栄えている。人びとは、昔から、力を合わせ、ねばり強く、
この自由な開かれたまちを築いてきた。

さあ、わたしたちも、いま、たしかな一歩を踏み出そう。
わたしたちが望む新潟をめざして！

ゆたかな海の幸と田畑のみどり。

新潟は、自然がいかされ、まもられるまち。

働くよろこび、憩いの静けさ。

新潟は、活気にあふれ、落ちつきのあるまち。

すこやかな生活は、わたしたちすべての願い。

新潟は、みんなで生きるために、助け合うまち。

はぐくむ心が、いのちを育てる。

新潟は、一人ひとりが大切にされ、いかされるまち。

海のむこうは、友となる国ぐに。

わたしたちは、世界の平和のかけ橋となる。

(平成元年 4 月 1 日制定)

新潟市 自治会・町内会等補助制度の手引き・要綱集

発行 令和 7 年 4 月

編集 新潟市市民生活部市民協働課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602番地1

電話 025-226-1102

ファクシミリ 025-228-2230

電子メール shiminkyodo@city.niigata.lg.jp

